

高松市協働づくり懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における市民活動の促進及び市民と行政との協働推進に関し広く市民の意見を聴くため、高松市協働づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域コミュニティ協議会の代表者
- (2) 市民活動団体の代表者
- (3) 市民活動に関し識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 懇談会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民局地域協働部協働コミュニティ推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の第3条第2項の規定により委嘱された高松市協働づくり委員会の座長及び委員である者は、この要綱の施行の日に、改正後の第2条第2項本文の規定により、それぞれ高松市協働づくり懇談会の座長又は委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により高松市協働づくり懇談会の座長又は委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。